

一、相关新法令、新政策

● 关于公益性捐赠税前扣除有关问题的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局、民政部

【发布文号】财税〔2008〕160号

【发布日期】2008-12-31

【实施日期】2008-01-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwgk/2009-01/23/content_1213899.htm

● 特别纳税调整实施办法（试行）

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税发〔2009〕2号

【发布日期】2009-01-08

【实施日期】2008-01-01

【提示】该办法适用于税务机关对企业的转让定价、预约定价安排、成本分摊协议、受控外国企业、资本弱化以及一般反避税等特别纳税调整事项的管理。《国家税务总局关于关联企业间业务往来税务管理规程（试行）》（国税发〔1998〕59号）、《国家税务总局关于修订〈关联企业间业务往来税务管理规程〉（试行）的通知》（国税发〔2004〕143号）和《国家税务总局关于关联企业间业务往来预约定价实施规则》（国税发〔2004〕118号）被同时废止。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8784619.html>

● 非居民企业所得税源泉扣缴管理暂行办法

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税发〔2009〕3号

【发布日期】2009-01-09

【实施日期】2009-01-01

【提示】根据该办法，非居民企业取得的来源于中国境内的股息、红利等权益性投资收益和利息、租金、特许权使用费所得、转让财产所得以及其他所得，应当缴纳企业所得税，实行源泉扣缴。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.sd-n-tax.gov.cn/art/2009/1/22/art_108_247068.html

一、関連する新法令、新政策

● 公益目的の贈与の税前控除に関する問題についての通知

【発布機関】財政部、国家税務総局、民政部

【発布番号】財政〔2008〕160号

【発布日】2008-12-31

【施行日】2008-10-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2009-01/23/content_1213899.htm

● 特別納税調整実施弁法（試行）

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税発〔2009〕2号

【発布日】2009-01-08

【施行日】2008-01-01

【コメント】本弁法は、企業の価格移転、事前確認、費用分担契約、被支配外国企業、過小資本及び一般反脱税など特別納税調整事項に関する税務機関による管理に適用される。「国家税務総局による関連企業間の業務往来税務管理規程（試行）」（国税発〔1998〕59号）、「国家税務総局による『関連企業間の業務往来税務管理規程（試行）』の改定に関する通知」（国税発〔2004〕143号）と「国家税務総局による関連企業間の業務往来における事前確認に関する実施規則」（国税発〔2004〕118号）はそれと伴い廃止される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8784619.html>

● 非居住者の企業所得税源泉課税管理暫定弁法

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税発〔2009〕3号

【発布日】2009-01-09

【施行日】2009-01-01

【コメント】本弁法によれば、非居住者の企業が中国国内で取得する配当金など権益性の投資による収益と利息、賃貸料、ロイヤリティ所得、財産譲渡による所得及びその他の所得について、企業所得税を納付し、源泉課税を行わなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.sd-n-tax.gov.cn/art/2009/1/22/art_108_247068.html

● 2009年商品归类决定(1)

【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署公告 2009 年第 5 号
 【发布日期】2009-01-20
 【实施日期】2009-01-20
 【提示】该决定涉及 87 种商品。
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info156657.htm>

● 关于部分货物适用增值税低税率和简易办法征收增值税政策的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局
 【发布文号】财税〔2009〕9号
 【发布日期】2009-01-19
 【实施日期】2009-01-01
 【提示】根据该通知：

下列货物继续适用 13% 的增值税税率	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 农产品 ➢ 音像制品 ➢ 电子出版物 ➢ 二甲醚
下列按简易办法征收增值税的优惠政策继续执行（不得抵扣进项税额）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 纳税人销售自己使用过的物品 ➢ 纳税人销售旧货 ➢ 一般纳税人销售自产的部分货物 ➢ 一般纳税人销售的部分货物（如免税店销售免税品等）

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://szs.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200901/t20090122_110501.html

● 关于《中西部地区外商投资优势产业目录（2008年修订）》海关执行中的有关问题

【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署公告 2009 年第 4 号
 【发布日期】2009-01-19
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info156414.htm>

● 关于修改《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》的决定

【发布单位】国务院
 【发布文号】国务院令 548 号
 【发布日期】2009-01-29
 【实施日期】2009-01-29
 【提示】该决定对《国务院对确需保留的行政

● 2009年商品分類決定(1)

【発布機関】税関総署
 【発布番号】税関総署公告 2009 年第 5 号
 【発布日】2009-01-20
 【施行日】2009-01-20
 【コメント】本決定は 87 品目の商品に係る。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info156657.htm>

● 一部の貨物が増値税低税率と増値税徴収の簡易方法政策を適用することに関する通知

【発布機関】財政部、国家税務総局
 【発布番号】財政〔2009〕9号
 【発布日】2009-01-19
 【施行日】2009-01-01
 【コメント】本通知によると次の通りである。

右記の貨物は引き続き 13% の増値税税率を適用する	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農製品 ➢ 音声映像製品 ➢ 電子出版物 ➢ ジメチルエーテル
右記の簡易方法で増値税を徴収するものについて優遇政策を引き続き執行する（仕入税額を控除してはならない）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 納税者が自ら使用したものを販売する場合 ➢ 納税者が中古品を販売する場合 ➢ 一般納税人が一部の自社製貨物を販売する場合 ➢ 一般納税人が一部の貨物を販売する場合（免税店で免税品を販売するなど）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://szs.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200901/t20090122_110501.html

● 「中西部地区外商投資優勢產業目錄(2008年改定)」の税関での実施における関係問題について

【発布機関】税関総署
 【発布番号】税関総署公告 2009 年第 4 号
 【発布日】2009-01-19
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info156414.htm>

● 「國務院が確かに保留すべき行政審査承認項目について行政許可を設定することの決定」の改定に関する決定

【発布機関】國務院
 【発布番号】國務院令 548 号
 【発布日】2009-01-29
 【施行日】2009-01-29
 【コメント】本決定では、「國務院が確かに保留すべ

审批项目设定行政许可的决定》中的3项确需保留的项目进行了修改。其中包括，

- 第12项：项目名称由“跨省区或规模较大的中小企业信用担保机构设立与变更审批”修改为“融资性担保机构的设立与变更审批”，实施机关，由国家发展和改革委员会改为省、自治区、直辖市人民政府确定的部门；
- 第373项：项目名称由“外国通讯社及其所属信息机构在中国境内开展经济信息业务审批”修改为“外国机构在中国境内提供金融信息的服务业务审批”，实施机关由新华社改为国务院新闻办公室；等等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2009-01/30/content_1217476.htm

き行政審査承認項目について行政許可を設定することの決定」に係る3つの項目について改定を行った。具体的には次の通りである。

- 第12項：項目の名称を「省・区を越える又は規模が比較的に大きい中小企業の信用担保機構の設立と変更に関する審査承認」から「融資性担保機構の設立と変更に関する審査承認」へと改定し、実施機関を国家発展と改革委員会から省、自治区、直辖市人民政府が指定する部門へと改定した。
- 第373項：項目の名称を「外国通信社及びその所属する情報機構による中国国内での経済情報業務展開に関する審査承認」から「外国機構による中国国内での金融情報提供サービス業務に関する審査承認」へと改定し、実施機関を新华社から國務院ニュース弁公室へと改定したなど。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2009-01/30/content_1217476.htm

● 关于用人单位依法实施裁减人员报告的通知

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局

【发布文号】沪人社关发〔2009〕3号

【发布日期】2009-01-08

【实施日期】2009-01-08

【提 示】该通知就执行《劳动合同法》第四十一条的规定，即“用人单位需要裁减人员20人以上或者裁减不足20人但占企业职工总数10%以上的，应向劳动部门报告实施裁减人员方案”进行了具体部署（具体包括市级和区县级劳动部门的受理范围，和用人单位提交的材料等事宜）。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/gfxwj/200901/t20090121_1060710.shtml

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 雇用主が法に従い人員削減報告を実施することに関する通知

【発布機関】上海市人力資源と社会保障局

【発布番号】滬人社関発〔2009〕3号

【発布日】2009-01-08

【実施日】2009-01-08

【コメント】本通知は、「労働契約法」第四十一条、即ち「雇用主が20人以上又は20人未満であるが企業の従業員人数の10%以上の人員削減を行う場合、労働部門に人員削減の実施方案を報告しなければならない」という規定の執行について具体的に定める（具体的には、市レベルと区・県レベル労働部門の受理範囲及び雇用主が提出する資料などの内容を含む）。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/gfxwj/200901/t20090121_1060710.shtml

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 《经营者集中申报暂行办法》等征求意见

为提高反垄断执法的透明度,规范经营者集中申报和审查工作,商务部起草了《经营者集中申报暂行办法(征求意见稿)》、《经营者集中审查暂行办法(征求意见稿)》、《关于对未达申报标准涉嫌垄断的经营者集中证据收集的暂行办法(草案)》、《关于对未依法申报的经营者集中调查处理的暂行办法(草案)》。现向社会公开征求意见(截至日期为2009年02月16日)。查看相关征求意见稿或草案全文,请点击以下网址:

经营者集中申报暂行办法(征求意见稿)

<http://fldj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200901/20090106011461.html>

经营者集中审查暂行办法(征求意见稿)

<http://fldj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200901/20090106011511.html>

关于对未达申报标准涉嫌垄断的经营者集中证据收集的暂行办法(草案)

<http://fldj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200901/20090106010097.html>

关于对未依法申报的经营者集中调查处理的暂行办法(草案)

<http://fldj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200901/20090106010073.html>

(摘自2009年01月20日商务部网站)

● 国家工商总局 5 项措施支持流通企业健康发展

为贯彻落实《国务院办公厅关于搞活流通扩大消费的意见》,国家工商行政管理总局日前出台 5 项措施,支持流通企业健康发展。5 项措施包括:

1. 积极培育大型流通企业集团,在企业登记中开辟“绿色通道”。
2. 除有特殊规定外,流通服务业企业设立连锁经营门店,可持总部的连锁经营相关文件和登记资料,直接到门店所在地工商行政管理机关申请办理登记手续。在有条件的地方,开展企业名称远程核准和企业远程核准登记试点,试行企业登记材料网上预审,推进电子登记和网上年检工作进程。
3. 简化程序、放宽准入,大力扶持和促进中小商贸企业发展。积极办理股权出质登记,以及动产抵押登记。
4. 对法律、行政法规和国务院决定未设定,一些部门和地方自行设定的服务业企业登记前置许可项目,各级工商行政管理机关一律停止执行。对一般性服务业企业降低注册资本最低限额,除法律、行政法规另有规定的外,一律降低到 3 万元。支持投资人以知识产权等非货币财产出资设立服务业企业,非货币财产出资比例最高可达企业注册资本 70%。

● 「事業者集中申告暫定弁法」などについて意見を募集する

独占禁止の法執行の透明度を高め、事業者集中申告と審査業務を規範化するため、商務部は「事業者集中申告暫定弁法(意見募集案)」、「事業者集中審査暫定弁法(意見募集案)」、「申告基準に達さない独占嫌疑に係る事業者集中に対する証拠収集に関する暫定弁法(草案)」、「法に従い申告しない事業者集中に対する調査・処理に関する暫定弁法(草案)」を起草した。現在、一般公衆に公開し、意見を募集している(締め切りは2009年02月16日まで)。関係の意見募集案又は草案の全文をご覧になる場合は、下記のURLをクリックしてください。

「事業者集中申告暫定弁法(意見募集案)」

<http://fldj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200901/20090106011461.html>

「事業者集中審査暫定弁法(意見募集案)」

<http://fldj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200901/20090106011511.html>

「申告基準に達さない独占嫌疑に係る事業者集中に対する証拠収集に関する暫定弁法(草案)」

<http://fldj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200901/20090106010097.html>

「法に従い申告しない事業者集中に対する調査・処理に関する暫定弁法(草案)」

<http://fldj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200901/20090106010073.html>

(2009年01月20日付けの商務部ウェブサイトより抜粋)

● 国家工商総局による流通企業の健康的な発展を支援するための5つの措置

「國務院弁公庁による流通を活性化し、消費を拡大することに関する意見」を徹底させるため、国家工商行政管理総局は先頃流通企業の健康的な発展を支援する目的から、5つの措置を打ち出した。5つの措置の具体的な内容は次の通りである。

1. 積極的に大型の流通企業グループを育ち、企業登記において「ノンストップゾーン」を設置する。
2. 特殊な規定を除き、流通サービス業企業がチェーン店舗を開設する場合、本店のチェーン経営に関する書類と登記資料をもって、直接に店舗の所在地の工商行政管理機関に登記手続きを申請することができる。条件が備えた地方では、企業名称長距離認可と企業登記長距離認可実験スポットを展開し、企業登記資料オンライン予備審査を試行し、電子登記とオンライン年度検査業務の進展を進める。
3. 手続きを簡易化し、参入基準を緩和し、中小規模の商業・貿易企業の発展の支援と促進に注力する。積極的に持分の質入登記及び動産抵当登記を行う。
4. 法律、行政法规と國務院決定に設定されておらず、一部の機関と地方が自ら設定したサービス業企業登記の前置き審査項目について、各レベルの工商行政管理機関は一概にその執行

5. 加强商标保护力度。

(摘自 2009 年 01 月 20 日中国人大网)

を停止する。普通のサービス企業に対して登録資本の最低金額を引き下げ、法律、行政法規に別途規定がある場合を除き、一概に 3 万元まで引き下げる。出資者が知的財産権など非現金財産でサービス企業を設立することを支援し、非現金財産での出資比率は最高で企業の登録資本の 70%に達することができる。

5. 商標の保護を強化する。

(2009 年 01 月 20 日付けの中国人大網より抜粋)

● 《进口可用作原料的固体废物检验检疫监督管理办法》征求意见

为加强对进口可用作原料的固体废物的管理，国家质量监督检验检疫总局起草了《进口可用作原料的固体废物检验检疫监督管理办法（草案）》，现向社会公开征求意见（截至日期为 2009 年 02 月 21 日）。查看草案全文，请点击以下网址：
http://bmyj.chinalaw.gov.cn/lismsPro/law_download/fulltext/1232588276456.doc。

(摘自 2009 年 01 月 22 日中国政府法制信息网)

● 「原料に使用できる固体廃物を輸入するときの検閲検査監督管理弁法」が意見を募集する

原料に使用できる固体廃物の輸入管理を強化するため、国家品質監督検閲検査総局が「原料に使用できる固体廃物を輸入するときの検閲検査監督管理弁法（草案）」を起草し、現在、一般公衆に公開し、意見を募集している（締め切りは 2009 年 02 月 21 日まで）。草案の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

http://bmyj.chinalaw.gov.cn/lismsPro/law_download/fulltext/1232588276456.doc。

(2009 年 01 月 22 日付けの中国政府法制情報網より抜粋)

● 新《专利法》修改所涉及的几个实际操作问题的简析

2008 年 12 月 27 日，全国人大常委会通过了修改《中华人民共和国专利法》（以下简称“新《专利法》”）的决定，修改后的新《专利法》自 2009 年 10 月 01 日起施行。对于新《专利法》修改所涉及的几个实际操作问题，律师简单分析如下。

关于发明专利和实用新型专利的双重申请问题

鉴于发明专利的保护期长，但审查较为严格，审查周期长，而实用新型专利的保护期短，但审查相对简单，审查周期短；因此，申请人通常会考虑采取双重申请的策略，以同时享受两种专利的好处。这样的双重申请是否有效，现行法律法规（即，在新《专利法》颁布施行前的法律法规；下同）的规定并不明确，实践中存在一定争议，对此，新《专利法》进行了明确规定，对于该问题，律师制表分析如下：

现行法律法规规定	“同样的发明创造只能被授予一项专利。” 依据：《专利法实施细则》（国务院，2002 年 12 月 28 日修订）第十三条第一款。
----------	---

● 新「專利法」改正に伴う実務上の幾つかの事項についての簡潔な分析

2008 年 12 月 27 日、全国人民代表大会常務委員会は「中華人民共和國專利法」（以下新「專利法」という。中国語の「專利」の意味は、日本語の特許、実用新案、意匠を合わせたものに近い。）を改正する決定を可決した。改正後の新「專利法」は 2009 年 10 月 1 日から施行される。新「專利法」改正に伴う実務上の幾つかの事項について、筆者は以下の通り簡潔に分析する。

特許及び実用新案の二重出願について

特許の保護期間は長い、審査がかなり厳しく、審査周期も長いのに比べ、実用新案の保護期間は短い、審査が相対的に簡単であり、審査周期も短いことから、出願者は、通常、出願を二重に行うことにより、2つの権利のメリットに同時に与ろうと検討する。このような二重出願は有効なのかどうかについて、現行の法律法规（即ち、新「專利法」公布施行前の法律法规をいい、以下同じ）の規定では明確にされておらず、実務において意見が分れることがあったが、この点について、新「專利法」は明確な規定を行っており、筆者は下表に分析する。

现行法律法规的规定	「同一の発明に対しては、1 つの権利しか付与しない。」 根拠：「專利法實施細則」（国务院，2002 年 12 月 28 日改正）第十三条第一項。
-----------	---

知识产权局的 态度	<p>“认可双重申请。”</p> <p>依据：《专利审查指南（2008版）》（国家知识产权局；自2008年04月01日起施行）第二部分第三章，“在对一件专利申请进行审查的过程中，对于同一申请人就同样的发明创造提出的另一件专利申请已经被授予专利权，并且尚未授权的专利申请符合授予专利权的条件的，应当通知申请人进行选择。此时，申请人可以放弃已经获得的专利权，也可以撤回尚未被授权的申请”。</p>
	<p>“认可双重申请，但过程曲折，存有争议。”</p> <p>依据：“舒学章诉知识产权局专利复审委员会专利无效纠纷案”。</p> <ul style="list-style-type: none"> 北京市高级人民法院：2002年，通过二审判决，认定知识产权局专利复审委员会对双重申请授予专利权的行为属于重复授权，确认双重申请无效。 最高人民法院：2008年，该案经再审终审判决，认定“专利法意义上的禁止重复授权是指同样的发明创造不能有两项或者两项以上的处于有效状态的专利权同时存在，而不是同样的发明创造只能被授予一次专利权”，即，推翻了北京市高级人民法院的判决，最终确认双重申请有效。
实践中的 争议	法院的判例
新《专利法》 的规定	<p>“同样的发明创造只能授予一项专利权。但是，同一申请人同日对同样的发明创造既申请实用新型专利又申请发明专利，先获得的实用新型专利权尚未终止，且申请人声明放弃该实用新型专利权的，可以授予发明专利权。”</p> <p>依据：新《专利法》第九条。</p> <ul style="list-style-type: none"> 根据前述规定，发明专利和实用新型专利的双重申请在法律上被确认了。 需要注意的是，根据法律规定，双重申请，必须在同日提出。

关于共有专利权的行使

实践操作中，共有专利权的情况比较常见。例如，技术委托开发或合作开发合同约定双方共有专利申请权的，就会导致专利权的共有。但是，现行法律并没有对共有的专利权如何行使做出详细规定，新《专利法》对此做了明确规定，对于该问题，律师制表分析如下：

知識 産 権 局 の 認 識	<p>「二重出願を認める。」</p> <p>根拠：「專利審査手引(2008年度版)」(国家知識産権局、2008年4月1日から施行)二番目の部分の第三章、「1つの出願を審査する過程で、同一の出願者が同一の発明について行った別の出願がすでに権利を付与され、しかも権利をまだ付与されていない出願が専利権を付与されるその他の条件に適合する場合、出願者に通知し選択させる。この場合、出願者はすでに獲得した専利権を放棄することも、権利をまだ付与されていない出願を取り下げることできる。」</p>
	<p>「二重出願を認めるが、その過程は複雑化し、意見が分れる。」</p> <p>根拠：「舒学章が知識産権局專利再審委員會を訴えた專利無効紛争案件」。</p> <ul style="list-style-type: none"> 北京市高級人民法院：2002年、二審の判決を通し、知識産権局專利再審委員會は二重出願に対し専利権を付与した行為は権利の二重付与であることを認定し、二重出願の無効性が確認された。 最高人民法院：2008年、本案件は再審を経て、最終審の判決により、「専利法の意味での権利二重付与の禁止とは、同一の発明に対し、有効な状態にある専利権を2つ以上付与され、それらが同時に存続してはならないことをいうものであり、同一の発明に対し、専利権を1回しか付与できないことをいうものではない。」と認定され、北京市高級人民法院の判決を覆し、二重出願の有効性が最終的に確認された。
実務に おける 意見 相違点	法院の判例
新「專利法」 の規定	<p>「同一の発明には1つの専利権しか付与できない。ただし、同一の出願者が同日に同一の発明に対し、すでに実用新案又は特許を出願しており、先に獲得した実用新案権がまだ存続するが、出願者が当該実用新案権の放棄を表明する場合は、特許権を付与することができる。」</p> <p>根拠：新「專利法」第九条。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前述の規定により、特許と実用新案の二重出願は法律上認められた。 注意すべき点として、法律の規定により、二重出願は必ず同日に行わなければならない。

共有專利権の行使について

実務において、專利権を共有することはよく見かけられる。たとえば、技術の開発委託又は合作開発契約で双方が專利出願権を共有することを約定した場合、專利権を共有することになる。ただし、現行の法律では共有する專利権を如何に行使するかについては詳細な規定は行われておらず、新「專利法」ではこの点について明確な規定を行っている。この点について、筆者は下表に分析する。

现行法律法规规定	<p>“技术开发合同当事人依照合同的规定或者约定自行实施专利或使用技术秘密，但因其不具备独立实施专利或者使用技术秘密的条件，以一个普通许可方式许可他人实施或者使用的，可以准许。”</p> <p>依据:《关于审理技术合同纠纷案件适用法律若干问题的解释》(最高人民法院; 自 2005 年 01 月 01 日起施行)第二十一条。</p>
新《专利法》的规定	<p>“专利申请权或者专利权的共有人对权利的行使有约定的，从其约定。没有约定的，共有人可以单独实施或者以普通许可方式许可他人实施该专利; 许可他人实施该专利的，收取的使用费应当在共有人之间分配。除前款规定的情形外，行使共有的专利申请权或者专利权应当取得全体共有人的同意。”</p> <p>依据: 新《专利法》第十五条第一款。</p>
实践操作提示	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建议在签订技术委托或合作开发合同时，尽量通过约定，限制其他共有人将专利许可给本企业的竞争对手，如列出限制许可的对象清单，或者直接约定许可他人实施需要获得本方同意。 ➢ 如果对相关专利，企业已经支付了相关对价，并且还将会大规模实施或许可他人实施该专利的，那么，建议在合同中明确约定其他共有人放弃其对共有专利的收益权。

在中国完成的发明创造的专利权的申请

对于在中国国内完成的发明创造，根据现行法律法规规定，中国单位或个人如果要向外国申请专利，首先必须在中国申请专利，而外国单位或个人没有这样的义务。新《专利法》对此做了修改，对于该问题，律师制表分析如下：

现行法律法规规定	<p>“中国单位或个人将其在国内完成的发明创造向外国申请专利的，应当先向国务院专利行政部门申请专利……。”</p> <p>依据:《专利法》(全国人大常委; 2000 年 08 月 05 日修正) 第二十条第一款。</p>
新《专利法》的规定	<p>“任何单位或者个人将在中国完成的发明或者实用新型向外国申请专利的，应当事先报经国务院专利行政部门进行保密审查。保密审查的程序、期限等按照</p>

现行法律法规规定	<p>「技術開発契約当事者が契約法の規定又は約定に基づき、自ら專利を実施し又はノウハウを使用するが、自己が独立して專利を実施し又はノウハウを使用する条件を具備していない場合、普通許諾方式にて他人にその実施又は使用を許諾する場合、これを認める。」</p> <p>根拠:「技術契約紛争案件を審理するにあたり法律を適用する場合の若干事項についての解釈」(最高人民法院、2005 年 1 月 1 日から施行)第二十一条。</p>
新「專利法」の規定	<p>「專利出願権又は專利権の共有者が権利の行使に対し約定した場合、その約定に従う。約定がない場合、共有者は単独で実施し又は普通許諾方式にて他人に当該專利の実施を許諾することができる。他人に当該專利の実施を許諾し、受け取ったロイヤルティは共有者間で分配しなければならない。前項に定める状況のほか、共有する專利出願権又は專利権を行使する場合、共有者全員の同意を受けなければならない。」</p> <p>根拠:新「專利法」第十五条第一項。</p>
実務に関するコメント	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 技術委託又は合作開発契約を締結すると同時に、できる限り約定を通し、その他の共有者が專利を本企業の競争相手に許諾することを制限するとよく、その方法としては、たとえば、許諾を制限する対象のリストを列挙する、他人に実施を許諾する場合は当方の同意を得なければならないと直接に約定するなどがある。 ➢ かかる專利に対し、企業がすでに対価を支払っており、しかも当該專利を大々的に実施し又は他人に実施を許諾することになるのであれば、契約中にその他の共有者が共有專利に対する収益権を放棄すると明確に約定するとよい。

中国で完成した発明の特許権出願について

中国国内で完成した発明に対し、現行の法律法規の規定によると、中国の法人又は個人が外国で專利を出願する場合、まずは中国で專利を出願しなければならないが、外国の法人又は個人にはこのような義務はない。新「專利法」はこの点について修正を行っているが、本件について、筆者は下表の通り分析する。

现行法律法规规定	<p>「中国法人又は個人が、自己が国内で完成させた発明につき外国で專利を出願する場合、先に国务院專利行政部門にて專利を出願しなければならない……。」</p> <p>根拠:「專利法」(全国人大常委、2000 年 8 月 05 日改正) 第二十条第一項。</p>
新「專利法」の規定	<p>「如何なる法人又は個人が、中国で完成した発明又は実用新案につき外国で專利を出願する場合、先に国务院專利行政部門に申告し秘密保持審査を受けなければならない。秘</p>

	<p>国务院的规定执行。” 依据：新《专利法》第二十一条第一款。</p> <p>“对违反本条第一款规定向外国申请专利的发明或者实用新型，在中国申请专利的，不授予专利权。” 依据：新《专利法》第二十一条第二款。</p>
修改后的操作变化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 中国单位或个人：不再受首先在中国申请专利的限制，只需要经过保密审查。 ➢ 外国单位或个人：不再自由和不受限制地直接向外国申请专利，和中国单位或个人一样，需要经过保密审查。

	<p>密保持審査の手順、期間等は国务院の規定に基き執行される。」 根拠：新「専利法」第二十一条第一項。</p> <p>「本条第一項の規定に違反し、外国で専利を出願した発明又は実用新案が、中国で専利を出願する場合、専利権を付与しない。」 根拠：新「専利法」第二十一条第二項。</p>
改正後の取扱上の変化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 中国の法人又は個人：先に中国で専利を出願するという制限は受けず、秘密保持審査だけを受ければよい。 ➢ 外国の法人又は個人：自由に又は制限を受けずに直接で外国で専利を出願することはできなくなり、中国の法人又は個人と同様に、秘密保持審査を受けなければならない。

综上所述，新《专利法》的颁布施行将带来不少实际操作问题的调整 and 应对，相关政府主管部门也可能需要修改现行法律法规的规定，如修订《专利法实施细则》和《专利审查指南》等，以适应新《专利法》的要求。对于相关配套规定的修改以及实务中出现的的新问题，律师后续将继续予以关注。

以上から、新「専利法」の公布施行により、実務上の幾つもの事項を調整し、対処する必要があり、かかる政府主管部門は、新「専利法」の要求に適応させるべく、現行の「専利法実施細則」や「専利審査手引」等の法律法規の規定を改正する必要もあると思われる。かかる関連規定の改正及び実務上発生する新たな問題点について、筆者は引き続き関心を払いたい。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：
全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国专利法》的决定
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/2008-12/27/content_1465318.htm

（里兆律师事务所 2009 年 02 月 01 日整理编写）

備考：

関係する法令の全文の内容をご覧になる場合は、以下の URL をクリックしてください。
「中華人民共和國專利法」を改正することについての全国人民代表大会常務委員會による決定
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/2008-12/27/content_1465318.htm

（里兆法律事務所が 2009 年 2 月 1 日付で作成）